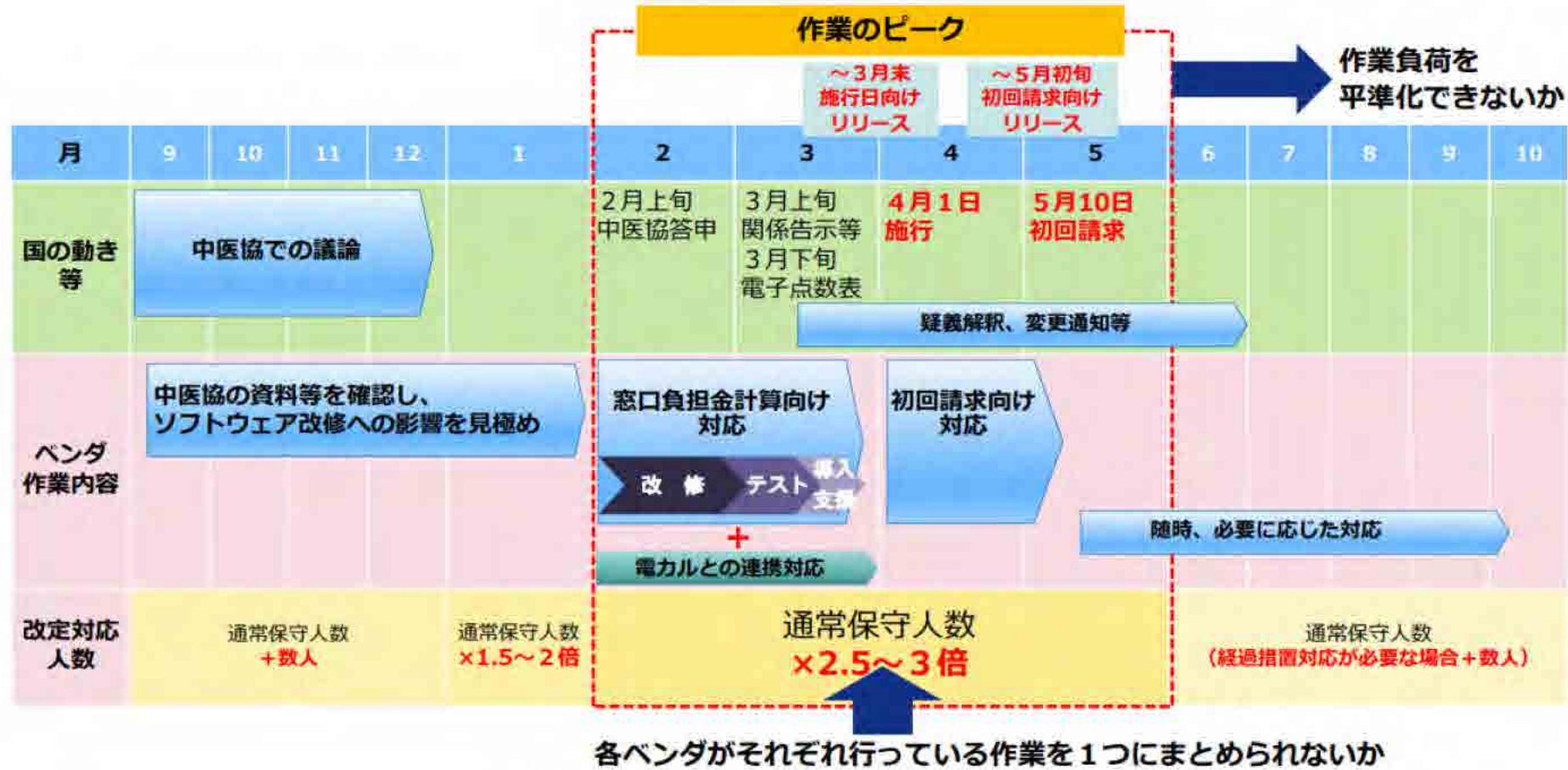


診療報酬改定ごとに各医療機関でシステム更新などが発生

現状、ベンダや医療機関等においては、診療報酬改定に対して、短期間で集中的に対応するため、大きな業務負担が生じている。診療報酬改定施行日（4/1）からの患者負担金の計算に間に合うように、ソフトウェアを改修する必要がある。



出所) 厚生労働省「第1回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム資料について」(2022年9月)

参考資料3.2

関連資料 | 海外のヘルスケアデジタル化事例

ヘルスケアデジタル化に関する政策動向【米国】

米国では、保健福祉省に設置されたONC（医療IT全米調整官室）が主体となり、医療情報連携システム（eHealth Exchange）の構築に取り組んだ。法的な拘束力の下、EHR推進に関するインセンティブプログラム等が導入され、EHRは大幅に普及した。

年	政策動向	概要
1996	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律（HIPAA）成立 	<ul style="list-style-type: none"> • 電子化した医療情報に関するプライバシールールとセキュリティルールについて定めた。
2004	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療ITイニシアティブ 発表 ■ 保健福祉省にONCを設置 ■ ONCはNHICの取り組みを開始 	<ul style="list-style-type: none"> • ONC（医療IT全米調整官室：Office of the National Coordinator for Health IT）：米国の医療 IT 推進の中心的役割を担う機関として設置された。 • ONCは、EHR により取得された臨床データを相互連携するための交換標準規格である NHIN（Nationwide Health Information Exchange：全米医療情報ネットワーク）の構築に取り組んだ。 • NHIN はその後 eHealth Exchange、The Sequoia Project と名称を変更し、米国最大の医療情報連携システムとなった。
2009	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国再生・再投資法（ARRA）に基づき、経済的及び臨床的健全性のための医療情報技術に関する法律（HITECH 法）が施行 ■ EHR インセンティブプログラムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> • HITECH 法により、HIPAAの定められたプライバシー・セキュリティポリシーが強化された。また、電子カルテ、及び電子処方箋（e-prescribing）の普及及び個人健康記録（PHR）の民間利用が一層推進された。 • EHRインセンティブプログラムの導入：ONC が設定した EHR のシステム 基準を満たした機器やシステムを導入した医師・医療機関がプログラムに参加して一定の「意義ある利用（MU：Meaningful Use）」基準の要件を満たした場合はインセンティブを受領でき、満たさなかった場合にはペナルティが課される仕組み。
2010	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「患者保護及び医療費負担適正化法（ACA／オバマケア法）」 	<ul style="list-style-type: none"> • ACA法は、メディケアにACOモデルを導入することを規定している。 • ACOモデル（Accountable Care Organization）とは、メディケアを念頭に、かかりつけ医と専門医、医療機関内、関係機関間における情報共有の推進を行うことで医療費の抑制と医療サービスの質向上を両立させることを狙いとした医療サービス提供体制である。更なるEHRの導入及びネットワーク化が必須となった。
2015	<ul style="list-style-type: none"> ■ メディケアアクセス及びCHIP改正法（MACRA）施行 	<ul style="list-style-type: none"> • 提供されたケアの質に応じて保険償還をするプログラムが開始となった

出所）厚生労働省“諸外国における医療情報連携ネットワーク調査”（平成31年3月）、厚生労働省“諸外国における医療情報の標準化動向調査”（平成31年3月）、厚生労働省“諸外国における健康・医療・介護分野のデータベースの現状調査”（平成31年3月）を基に日本総研作成

海外では、標準化や情報のアップロードにインセンティブを導入

欧米では、情報の標準化やデータの提供に対してインセンティブを導入したり、標準化から外れたものに対する罰則を設けることで情報標準化を推進した経緯がある。

MU (Meaningful Use):

米国ONC（保健福祉省医療IT全米調整官室）が設定した、導入要件。医師または医療機関はONCからインセンティブやペナルティを受ける。

	第1段階 (MU1)	第2段階 (MU2)	第3段階 (MU3)
時期	2011-2012	2014	2016
主目的	データ取得と共有 (Data capture and sharing)	医療現場でのプロセス向上 Advance clinical processes	総合的医療の向上 Improved outcomes
MU要件	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報のデジタル化とフォーマットの標準化 主要な臨床記録の履歴化 医療サービスの調整過程におけるコミュニケーション 医療の質評価や公衆衛生に関する報告書作成の取組み 患者やその家族への関わり合いに向けた利用 	<ul style="list-style-type: none"> さらに活発な医療情報交換 電子処方箋および診断結果を含むEHR要件拡大 患者情報を複数の第3医療機関へ電子送信 患者による自己管理データへ拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 結果向上に繋がる医療の質及び安全性の向上と効率化 国家重点疾患に関する判断サポート 患者のための自己管理ツール 患者を中心として包括的な医療情報交換 社会全体の健康向上
インセンティブ / ペナルティ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「Meaningful Use (MU)」という導入要件を満たした場合、医師または医療機関がインセンティブを受領可能 ✓ 2015年までに導入要件を満たさなかった場合 には、ペナルティとして以降受け取る 		
法令	HITECH法		

出所) BCG. “諸外国における医療情報の標準化動向調査”厚生労働省（平成31年3月）<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/000685914.pdf>.

日本貿易振興機構”米国における医療関連市場動向調査: (医薬品/医療機器/デジタルヘルス) “（平成30年3月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/2d86e22aeac9d7dd/rp_us.pdfを基に日本総研作成

ヘルスケアデジタル化に関する政策動向【英国】

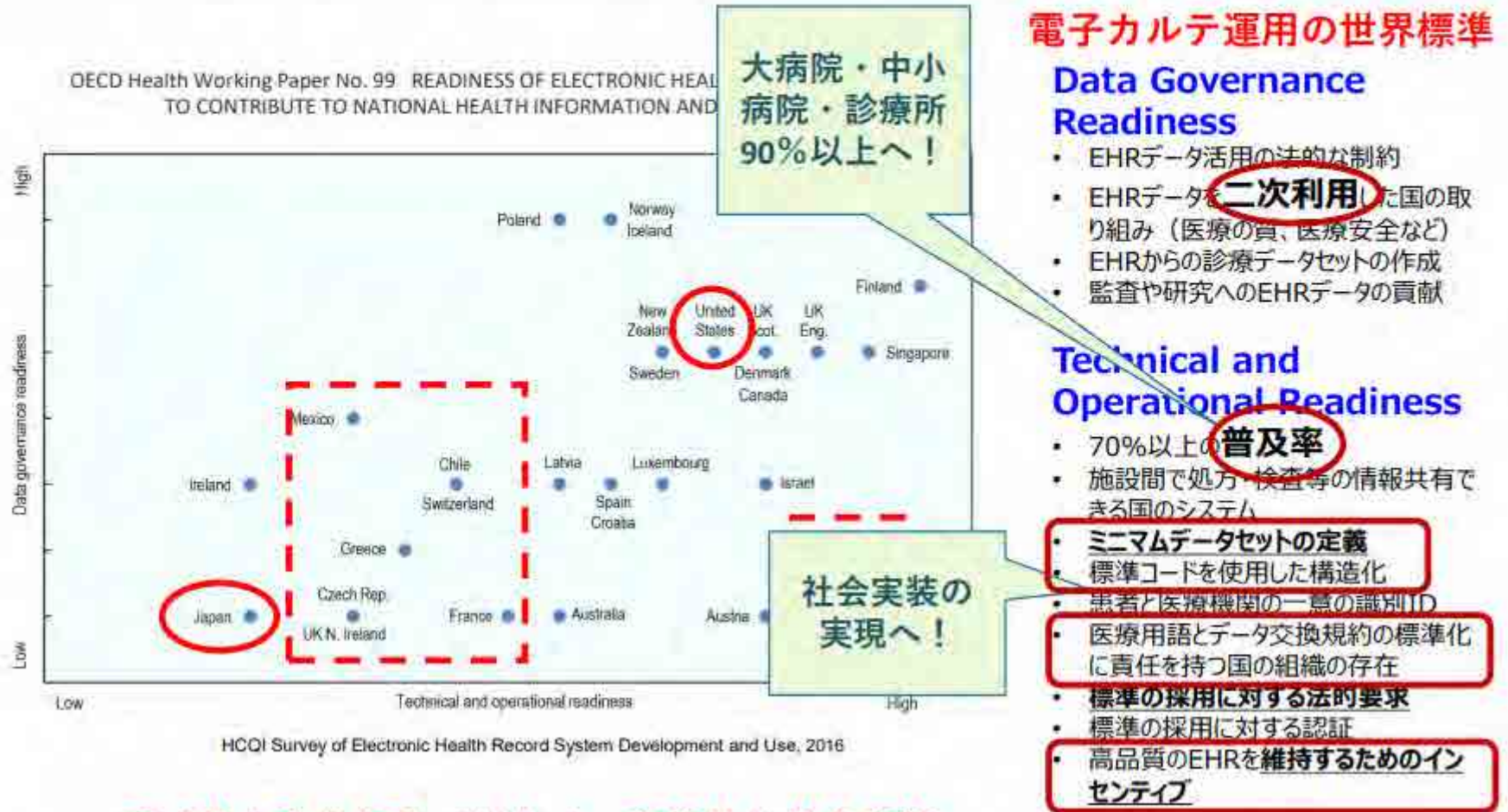
英国では、2022年に患者情報統合を目的とした国家プログラム（NPfIT）がスタートしたが、予算の肥大化等の理由により、2011年に廃止となった。NPfITで残した成果の一つである、情報プラットフォームSpineは現在も稼働されている。

年	政策動向	概要
2000	■ The NHS Plan	<ul style="list-style-type: none"> すべての病院と診療所に現代的なITシステムを導入することが掲げられた 2002年までにすべてのG PのためにN H S ネットを繋ぎ、2004年までに電子カルテと電子処方箋を、2005年までに電子予約システムを実現すると掲げた。また、すべての地方で2005年までに遠隔治療を整えるとした
2002	■ National Programme for IT in the NHS (NPfIT) が開始	<ul style="list-style-type: none"> NHS内の患者情報統合を目的とした国家プログラムNational Programme for IT in the NHS (NPfIT) がスタートした。NPfITは、電子カルテ、電子処方箋、電子予約等を柱に、14のシステムで構成されていた。 当初予定では3年間で23億ポンドの予定だったが、結果的に10年間で124億ポンドと予算が肥大化したため、2011年に廃止となる。 ITKガイドライン： NHS Digitalが開発した、HL7・IHEに準拠した地域医療の相互運用性を支援する共通規格・フレームワーク・実装ガイドのセット。法的根拠はないものの、医療機関のEHRへの情報提供が必須化されているため、国のEHRシステムとの互換性を担保するために実質的に必須要件となっている。
2011	■ NPfIT廃止を宣言	<ul style="list-style-type: none"> NPfITは、the Spine や N3Network 等の成果を残したものの、予算の肥大化により廃止となる。 頓挫した背景要因として以下が挙げられている。 <ol style="list-style-type: none"> ①計画段階でのスケジュール、コスト、体制の見積りが甘かったこと、 ②事前準備が足りずスケジュールが伸びたこと、 ③医療機関側のプロジェクトに対するインセンティブの欠如や無理解、 ④N H S 本部と地方機関、G P、開発業者間のコミュニケーションの欠如、 ⑤コストの増加、 ⑥相次ぐ仕様変更によるスケジュールの遅延と公共調達の変更で支払条件が厳しくなったため、開発業者の離脱を引き起こしたことが挙げられた
2012	■ 保健社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 医療政策の権限が保健省からNHSに移された。
2015	■ Five Year Forward View	<ul style="list-style-type: none"> 15年間のNHSの改善をふまえた上で、NHSの方向性を示すもの。 <ol style="list-style-type: none"> ① 予防と公衆衛生を重視し ②医療サービスと社会サービスの共同予算を通じて自身のケアを患者がよりコントロールできること、 ③種類別（Primary, Hospital, social）のケア提供の間にある壁をなくして連携を実現すること ④多様性を踏まえた形でのケア提供体制を地域が選択できるようにすること ⑤効率的に財源を使用 する必要性があること、などが指摘されている

出所) 厚生労働省“諸外国における医療情報連携ネットワーク調査”（平成31年3月）、厚生労働省“諸外国における医療情報の標準化動向調査”（平成31年3月）、厚生労働省“諸外国における健康・医療・介護分野のデータベースの現状調査”（平成31年3月）
自治総研通巻519号2022年1月号“英国の医療情報化の取組 国家IT計画の失敗を題材に”を基に日本総研作成

医療情報 - 世界との比較から日本が目指すもの

医療情報の活用及び研究利用への電子カルテの準備状況



形式的な取り組みではなく、実質的な社会実装へ

参考資料3.3

関連資料 | 医療情報連携の前提となるプライバシーに関する法令

改正個人情報保護法【日本】

日本のプライバシーポリシーは、改正個人情報保護法に基づく。患者の診療に関する一次利用に関する個人情報保護、利活用、共有に関する明確なルールは乏しく、個々の医療機関等の解釈・実施が不均一になる余地がある。データの二次利用に関しては次世代医療基盤法等、それぞれの用途で個別に策定されており、新たな用途やデータ利活用のニーズに対応するためには個別に制度策定の必要がある。

改正 個人情報保護法	主な規定内容	
	目的	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法が、技術革新を踏まえた保護と利用のバランスの観点から改正された。個人情報保護委員会が、民間部門・公的部門を一元的に監視監督する体制を確立した。 生命科学・医学系研究等の学術研究に関わる適用除外規定については、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化する。
	対象	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等。
	保護対象の情報	<ul style="list-style-type: none"> 生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの。
	個人の権利	<ul style="list-style-type: none"> 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得や目的外利用の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和した。
	事業者の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 漏洩等が発生した場合、委員会、及び、本人への通知を義務化した。また、安全管理のために講じた措置を公表する義務があるとした。
	匿名加工情報	<ul style="list-style-type: none"> イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」に関しては、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和した。 医療情報に関する匿名加工情報の取り扱いに関しては、特則として、次世代医療基盤法が施行されている。
同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取得に関して本人同意を必要とはおらず、利用目的の公表を求めている。しかし、要配慮個人情報（人種、犯罪歴等）の取得時には、本人の同意が必要となる。 特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合、また、第三者へ提供する場合に、本人の同意が必要となる。 提供元では個人データに該当しないが、提供先において個人データとなることが想定される個人関連情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付けた。 	

参照) 個人情報保護委員会.“令和2年改正個人情報保護法について”。“個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律”の概要等について 概要資料。(2022年6月確認)。個人情報保護委員会.“令和2年改正個人情報保護法概要リーフレット”。改正個人情報保護法特集。(2022年年2月)。総務省.“令和3年改正個人情報保護法について”(2022年1月)。を基に日本総研作成